

## 資料4-2

平成29年2月23日  
こども・子育て支援会議資料

### 大阪市民間保育施設等の休園日の設定状況について

○本市HPで利用者へ情報提供している「施設基本情報」(28年9月現在)により休園日等を確認した

施設種別 入所児童数 (28.4.1)	A 市内 施設数	B 確認 施設数	C A-B ※3	本市規定と異なる休園日を設定		
				D 設定施設数	Dのうち、 年間5日まで	Dのうち、 年間6日以上
<b>保育所</b> 43,760人	<b>355</b>	<b>311</b>	<b>44</b>	<b>154</b>	<b>129</b>	<b>25</b>
				<b>49.5%</b>	<b>41.5%</b>	<b>8%</b>
社福法人等 ※1	321	280	41	150	127	23
学校法人	11	10	1	4	2	2
株式会社	23	21	2	0	0	0
<b>認定 こども園</b> 3,619人	<b>39</b>	<b>33</b>	<b>6</b>	<b>19</b>	<b>10</b>	<b>9</b>
				<b>57.6%</b>	<b>30.3%</b>	<b>27.3%</b>
社福法人	15	15	0	7	6	1
学校法人	24	18	6	12	4	8
<b>地域型</b> 1,442人	<b>119</b>	<b>96</b>	<b>23</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>0</b>
				<b>11.5%</b>	<b>11.5%</b>	<b>0%</b>
社福法人等 ※1	22	17	5	2	2	0
学校法人	1	1	0	0	0	0
株式会社等 ※2	96	78	18	9	9	0

◆表中の%は、「確認できた施設数B」に対する割合を示す

※1 社福法人等＝社会福祉法人、財団法人、宗教法人等

※2 株式会社等＝株式会社、有限会社、個人

※3 施設から基本情報の提出がない（協力が得られていない）施設

#### 参考 開所日・休園日等について

平成28年度 第1回こども・子育て支援会議 資料7-(2)より

##### 公募時の「運営の条件」について

・認可保育所の開設や認定こども園への移行にかかる公募に際し、運営条件において「開所日」を、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。（必ず遵守してください。）」と記しており、認可後はこれに基づく施設運営をお願いしているところ。

##### 認定こども園等の「認可基準」について

・認定こども園や保育所の認可基準として、1年の開園日数は年末年始、日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則としており、認可申請において、この認可基準に基づき、審査したうえで、認可しています。

一方、施設を運営していく中で、地域ニーズを踏まえ、保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ、保護者全員の同意を得られれば、開園日の変更は可能ですが、そうでなければ、この認可基準を遵守する必要があります。